

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立学校施設の使用の許可	
根拠条例等・条項	社会教育法第45条第1項 堺市立学校施設使用規則	
所 管 課	学校管理部	学校管理課
審 査 基 準	<p>○堺市立学校施設使用規則 (使用の許可) 第2条3 校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の使用を許可しない。</p> <p>(1) 教育上支障があると認めるとき。 (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (3) 学校施設、付属設備、その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (4) 専ら営利を目的として使用しようとするとき。 (5) 政治的活動又は宗教的活動のために使用しようとするとき。 (6) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 (7) 前各号に掲げるもののほか、学校施設の管理運営上支障があり、使用させることが不適當であると認めるとき。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	未設定
	標準処理期間を設定できない理由	校長は、学校施設の異例又は長期にわたる使用について許可しようとするときは、あらかじめ教育委員会の指示を受けなければならないため。